

～「足場の組立て等作業主任者技能講習を受講される皆様へ」～

建設業労働災害防止協会千葉県支部

平成27年（2015年）3月に「労働安全衛生規則の一部改正」に伴って、足場の組立て、解体、変更の作業をするときは、平成27年（2015年）7月1日以降特別教育を受けた者がその作業を行うこととされました。

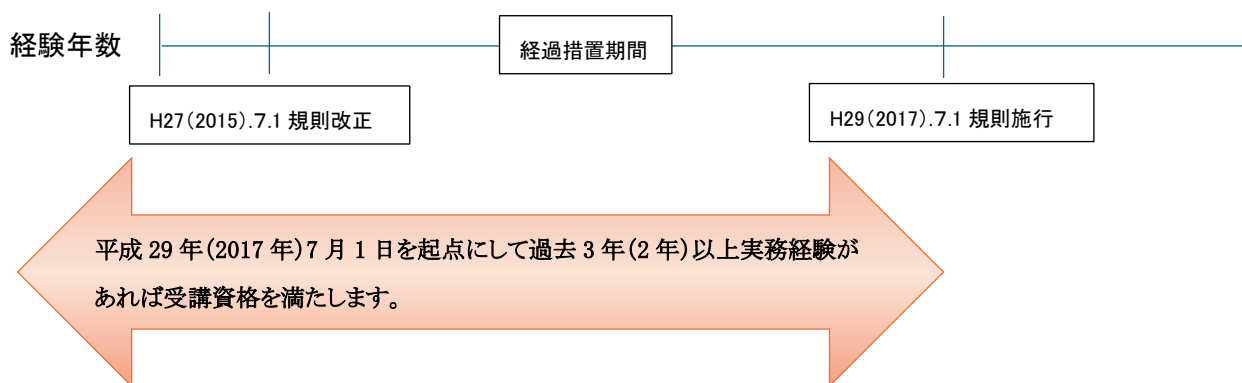
この一部改正には、経過措置があって平成29年（2017年）6月30日（2年の間に）までに特別教育（短時間教育（3時間））を行えば作業に就くことができることとなっています。

この改正に伴い「足場の組立て等作業主任者技能講習」の受講要件のうち**経験年数に認められる期間と認められない期間**ができました。

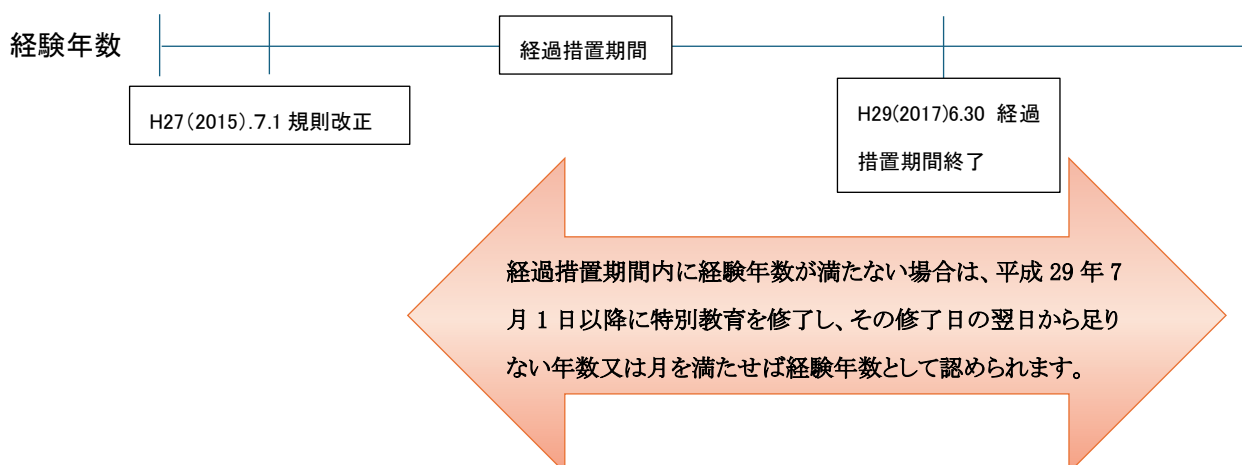
その詳細は、以下のとおりとなります。

《経験開始が平成27年（2015年）7月1日以前の方》

- (1) 平成29年（2017年）6月30日以前に当該業務の経験年数が3年（2年）以上ある場合は、すべて経験年数として認められますので、受講資格を満たします。

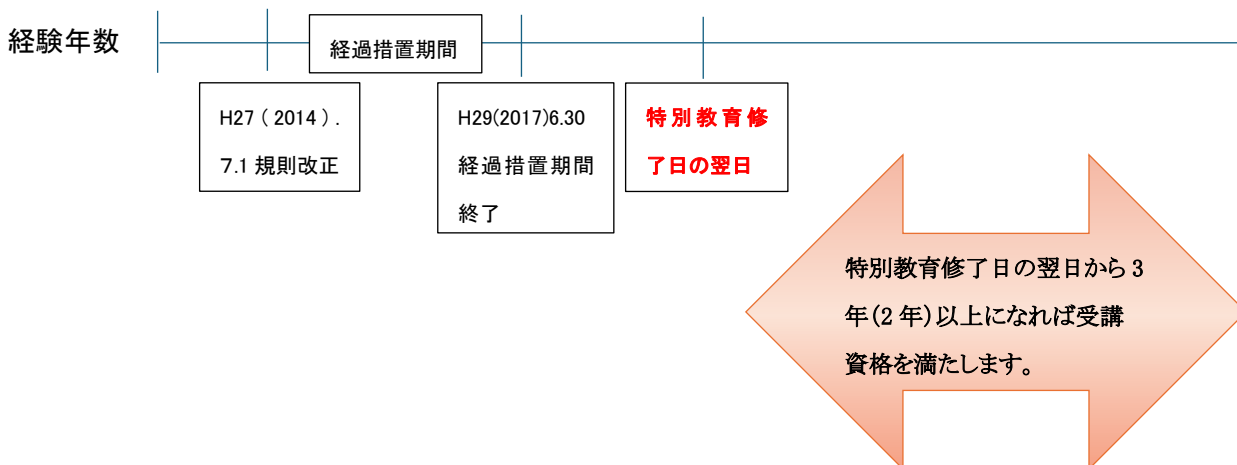


- (2) 当該業務の経験年数3年（2年）に平成29年（2017年）7月1日以降を含む場合、足場の組立て等特別教育を修了するまでの期間は労働安全衛生法に違反した状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、平成29年（2017年）7月1日以降は経験年数として認められません。（平成29年（2017年）6月30日以前については、経験年数として認められます。）
- (3) 平成29年（2017年）6月30日以前の経験年数と、平成29年（2017年）7月1日以降で足場の組立て等特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数を通算して3年（2年）以上に達すれば、受講資格を満たします。



《経験開始が平成27年（2015年）7月2日以降の方（初めて足場の組立て等の仕事に就く方）》

- (4) 平成27年（2015年）7月2日以降に初めて足場の組立て、解体又は変更の仕事に就く方は、経過措置期間（平成27年7月1日から平成29年6月30日）を含めて足場の組立て等特別教育修了までの期間は、労働安全衛生法に違反した状態で足場の組立て、解体又は変更に係る業務を行っていたことになり、その期間は経験年数として認められません。
- (5) 上記（4）により足場の組立て等特別教育修了日の翌日から当該業務に就くことができ、経験年数も足場の組立て等特別教育修了日の翌日から3年（2年）以上に達すれば受講資格を満たします。



【参考】

労働安全衛生法第59条第3項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるところにより当該業務に関する安全又は衛生の特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第36条39号

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格要件

1. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
2. 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を先行して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者

足場の組立て等特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる方については、この科目について特別教育を省略することができます。

また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

1. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
2. 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる方
3. とびの1級又は2級の技能検定に合格した方
4. とび科の職業訓練指導員免許を受けた方